

【変更届 - 記入見本】 29.10

墨田区心身障害者福祉手当受給者住所氏名等変更届

認定 番号	① 障害者 氏名	墨田 太郎	代行者 氏名	墨田 花子
1 住所の 変更	変更前			
	変更後			
② 氏名の 変更	変更前	本所 太郎		
	変更後	墨田 太郎		
③ 障害程度 の変更	変更前	身体障害者手帳 3級		
	変更後	難病		
4 受給の 辞退				
5 代行者の 変更	変更前	※この欄は、記入不要です。		
	変更後			

上記のとおり届けます。

年 月 日

① 障害者 住所 墨田区吾妻橋 1-23-20
氏名 墨田 太郎
代行者 住所 同上
氏名 墨田 花子

墨田区長 あて

◎ 添付書類

1~3 の変更をする方…

- (1) 認定通知書
- (2) 墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第9条第3項第1号から第4号までに掲げるいずれかの書類

5 の変更をする方…

- (1) 認定通知書
- (2) 新代行者であることを証明する書類(身分証明書等)

【備考】

③ 連絡先電話 (FAX) 03-5608-6163

連絡先氏名 墨田 花子

① 「障害者氏名 (住所)」・「代行者氏名 (住所)」

受給者本人が変更届を記入する場合は、本人のお名前のみご記入ください。

※受給者の代行者が変更届を記入する場合は、代行者のお名前もご記入ください。

② 変更事由 ※左記の記入見本は、氏名と障害程度の変更パターンです。

該当する項目の番号に○を付け、変更内容をご記入ください。

(複数の変更がある場合は、それぞれ○を付け内容をご記入ください。)

(1) 住所変更 (区内)

「変更前」欄に転居前の住所、「変更後」欄に転居先の住所をご記入ください。

※区外転居は転出扱いとなり、手当の資格が喪失となります。消滅届の提出が必要です。

(2) 氏名変更

「変更前」欄に変更前の氏名、「変更後」欄に変更後の氏名をご記入ください。

※銀行口座の名義が変更になる場合は、併せて「口座振替依頼書」の提出が必要です。

(3) 障害程度の変更

対象者	届出事由	「変更前」欄記入例	「変更後」欄記入例
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3級 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 	「特定疾病(難病)(※)」の手続きをした方または交付を受けた方	例) ・身体障害者手帳 3級	難病 ※書類提出時に現在有効な難病医療費助成受給者証のコピーを添付してください。
	脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方	・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	例) 脳性麻痺
「特定疾病(難病)」で認定を受けている方	身体障害者手帳 1・2級または愛の手帳 1~3度を取得した方	難病	例) ・身体障害者手帳 1級 ・愛の手帳 1度
身体障害者手帳 1、2級	身体障害者手帳 3級	例) 身体障害者手帳 1級	身体障害者手帳 3級
愛の手帳 1~3度	愛の手帳 4度	例) 愛の手帳 1度	愛の手帳 4度

※「特定疾病(難病)」とは、東京都が交付する次のいずれかの受給者証または医療券をお持ちの方です。

(ア) 特定医療費(指定難病)受給者証

(イ) ② 医療券

(ウ) 小児慢性特定疾病医療受給者証(ア)または(イ)の交付対象となる疾病に限る。)

(4) 受給の辞退

辞退理由がありましたらご記入ください。

③ 備考欄

記入内容について、区から改めて連絡する場合がありますので、連絡が可能な方の電話またはFAX番号およびお名前をご記入ください。